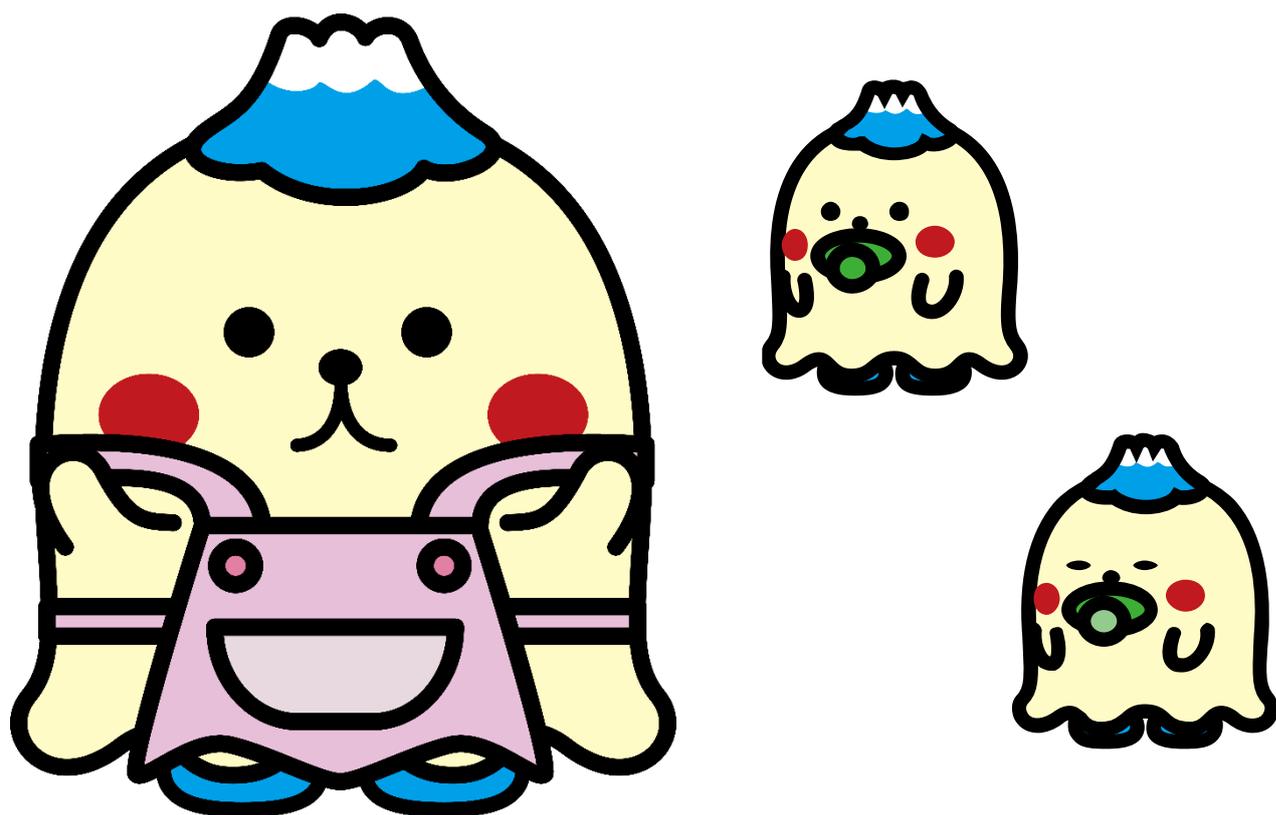


入園のしおり

(重要事項説明書)

※このしおりは、「裾野市立保育園運営規程」の内容をわかりやすく示したものです。



裾野市立保育園

(令和7年4月)

保 育 園 と は

子どもは、健やかに伸びていくはかりしれない可能性をうちに秘めています。

子どもが望ましい未来をつくるための基礎を身につけ、心身共にたくましく育つように遊びの中で自主性と創造性を培うことが、保育の目標です。

このため、保育園では、次の事項を目指し保育をすすめていきます。

1. 養護の十分にいきとどいた環境と、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を満たし生命の保持及び情緒の安定を図ること
2. 生活に必要な健康・安全の基本的な習慣や態度を養い、心身共に健やかに生きる力の基礎を培うこと
3. 人とのかかわりの中で、他人に対する信頼感と人権を大切にする心を育て、協調性と道徳性の芽生えを培うこと
4. 自然や社会の事象についての興味や関心を大切にし、豊かな心情と感性を培うこと
5. 言葉への興味や関心を育て、喜んで聞いたり楽しく話したりする会話の中で、思いやりの心と豊かな言葉を培うこと
6. 様々な体験を通して、豊かな感性と創造力を培うこと

保育目標

丈夫な身体
やさしい心
仲良く遊ぶ子

1. 心身共にたくましく元気な子
2. 集団の中で楽しく遊び、感動できる子
3. 自然や社会事象の中で、健やかに生きる子

1. 施設の目的

保育を必要とする乳幼児に対し、適正な保育を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- (1) 園を利用する乳幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を保障し、豊かな人間形成の基礎を培う環境を目指す。
- (2) 養護と教育を一体化し、情緒の安定を図り、健康、安全に配慮し自己を十分に発揮しながら活動できるように努める。
- (3) 家庭、地域社会、幼稚園、小・中学校との連携を図りながら、子育て支援に努める。

3. 提供する保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況等に応じて保育を提供します。

(1) 保育園の一日

開園時間

月曜日～金曜日（7：15～18：15）

土曜日（7：15～17：00）

3歳以上児（3・4・5歳児）	未満児（0・1・2歳児）
7：15 保育開始、自由遊び 視診、出席調べ	7：15 保育開始、自由遊び 視診、出席調べ
10：00 主な経験や活動 身辺自立の躰・リズム運動 遊具遊び・自然体験・体育 遊び・言語活動・造形活動 その他年齢に伴う活動	9：20 おやつ 10：00 主な経験や活動 戸外遊び、室内遊び、その他年 齢に伴う活動
11：30 昼食 自由活動	11：00 昼食、生活習慣のしつけ、遊び
13：00 午睡（年長児は秋まで）	12：30 午睡（年間）
15：00 おやつ、片付け	15：00 おやつ、片付け
15：30 異年齢児交流保育 年齢のちがう友達と仲良く遊ぶ	15：30 異年齢児交流保育 年齢のちがう友達と仲良く遊ぶ
18：15 保育終了	18：15 保育終了
* 土曜日は17：00の降園	
* 土曜日に登園する児は全年齢午睡	

(2) 豊かな経験活動

ア. 造形活動……のり、ハサミ、クレヨン、絵の具、空箱、紙等の素材を利用した活動

イ. 園外保育……野山の自然にふれたり、地域の人達にふれたり、園内、家庭では体験できないことを体得する活動

- ウ. リズム運動……年齢発達に則した手、足、体中の運動を行い、リズムにのってころがったり、はったり、走ったり、とまったり、跳んだり、舞ったりしながら体の筋肉、関節、神経の運動機能を開発させ脳の発達を助ける活動
- Ⅰ. 生活習慣の確立……衣服の着脱、排泄、挨拶等の助長
- オ. その他……砂場遊び、ボール遊び、絵本、なわとび、ごっこ遊び（ままごと、劇遊び、鬼ごっこなど）、竹馬、飼育活動、食育活動、健康安全等

このように、数えきれない活動が日々園内では展開されています。日常生活の中で子ども同士が作り出す数多くの遊びを大切にし、その中でひとりひとりの子が感性、情操豊かな人として充分育つことができるよう、経験活動を繰り返していきます。

(3)年間行事 *は保護者が参加します。

- *入園式・進級式 *親子のつどい *運動会 *発表会
- *卒園式・修了式 *保護者保育参加 *参観日
- ・遠足（*1回は親子） ・交通安全教室 ・お年寄りとのふれあい
- ・園医による健康診断（年2回） ・保育相談（随時） ・その他
- ・身長体重測定、誕生会、避難訓練（毎月）

(4)給食

- ア. 市幼稚園・保育園課の栄養士が献立を作成します。
 - 0歳児……離乳食（発達に応じ保護者と相談のうえ決めます）
 - 0・1・2歳児……完全給食（ご飯・おかずはいりません。）
 - 3・4・5歳児……副食給食（ご飯持参）
- イ. 箸は、保育園で用意してあります。
- ウ. 正しい食事の習慣、偏食の矯正を目指して献立を提供しています。ご家庭でもご協力ください。
- エ. 食物アレルギーのある園児は申し出てください。（医師の診断にそって除去食を提供します。）
- オ. おやつ 0・1・2歳児……午前・午後 3・4・5歳児・・・午後

7. 利用定員 (※)

年齢区分	西	東	深良	富岡
0歳児	8人	3人	6人	8人
1～2歳児	27人	27人	23人	32人
3～5歳児	85人	90人	61人	80人
計	120人	120人	90人	120人

(※) 利用定員は、子ども・子育て支援法に規定する定員です。保育士の配置人数などで、実際に受け入れできる人数と異なります。

8. 保育所の利用の開始、終了に関する事項

【利用の開始】

市の利用調整に基づき入園決定します。教育・保育給付認定を受けた保護者が本重要事項等に同意し、園と面接した後に保育の提供を開始します。

【利用の終了】

以下の場合には、保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学するとき
- (2) 教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
一例：退職、求職活動後3か月の経過など
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき
- (4) 市外に転出するとき
- (5) その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じたとき

9. 利用に当たっての留意事項

(1) 登園・降園

- ア. 登降園は、必ず保護者が責任をもって行ってください。保護者以外の方が迎えに来る時は、必ず連絡してください。
- イ. 登園時は、必ず保育士に預けてください。その際に、必ずコドモンで登園・降園の打刻をしてください。
- ウ. 朝食は、一日の活動のもとです。必ず食べさせてください。
- エ. 欠席や登園が遅くなる時は、9時までにコドモンでお知らせしてください。
- オ. 非常災害（地震予知情報）発令中は、休ませてください。万一保育時間中に発令がありましたら迎えにきてください。
- カ. 盗難防止の為、車を施錠し、車内に貴重品を置かないようにしてください。

(2)服装

- ア. 3歳以上児は、園服を用意してください。(行事等で着用します。)
- イ. 清潔で活動に便利なもの、汚れてもよいもの、着脱しやすいものを着用してください。
- ウ. 運動靴は、足にあった運動しやすいものをはかせてください。
- エ. 3歳以上の園児は、上履きを用意してください。
- オ. 洋服、下着、ソックス等のすべての衣類、持物、履物等に名前をつけてください。
- カ. 年少児には、目印になるものをつけてください。

(3)保健衛生

- ア. 朝、元気が良くても、保育中に体調が悪くなる場合があります。次の場合は、連絡しますのでお迎えに来てください。
 - (ア) 健康状態を保持できない発熱(37.5度前後)の場合
 - (イ) 嘔吐、ひどい下痢、顔色が悪いなど、集団生活が困難な場合
 - (ウ) その他
- イ. 薬の服用を依頼する場合は、園児の名前、服用時間をお薬依頼ノートに明示し、薬の説明書を添えて、一回毎の分量を保護者から直接保育士に手渡してください。
- ウ. 身体や衣類はいつも清潔にしておいてください。爪なども、のびていたら切ってあげてください。
- エ. 毎日、細心の注意をはらい保育を行っていますが、集団生活の中でおきる軽微なけが(すり傷、切り傷、鼻血、こぶ、かみ傷、ひっかき傷等)には寛大なご理解をお願いします。
- オ. 学校保健安全法では、伝染性のある疾患にかかったときは、登校を停止しなければならないことになっています。保育園もこれに準じていますのでご協力ください。詳しくは、P8・9の「別表」をご覧ください。全治したら、病院の治癒証明書を保育園に提出してください。
- カ. 予防接種後は、安静にしなければならないため保育はできません。

* 日本スポーツ振興センターによる災害共済給付加入について

園児が園管理下でけがをしたり、災害にあつたりした場合など、お見舞金等の給付があります。掛金は市費での一部負担の外、個人負担になります。入園後、集金します。

(4)家庭で用意するもの

[0・1・2 歳児]

- ア. 午睡用布団（掛け、敷、毛布、タオルケット、カバー）＊季節に合わせ対応
- イ. 着替え（その都度）・おむつ（必要な子）
- ウ. お手ふきタオル（毎日持ち帰り、清潔なものを翌日持ってくる。）

[3・4・5 歳児]

- ア. 午睡用布団（掛け、敷、毛布、タオルケット、カバー）＊季節に合わせ対応
- イ. コップ・着替え（2組程度）
- ウ. 防災頭巾・弁当箱（冬季に温めるため熱に強い物）
- エ. 手提げふくろ（布製 40 cm×30 cm位のもの）
- オ. お手ふきタオル（毎日持ち帰り、清潔なものを翌日持ってくる。）
- カ. 上履き

(5)個人情報の取扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であったものが知り得た個人情報は法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。個人情報の取扱いについて同意書の提出をお願いします。

(6)その他

- ア. 保護者の勤務先、緊急時の連絡先を変更した場合は、速やかに保育園に伝えてください。
- イ. 保育士は時差出勤をしています。担任がいない場合は、近くの保育士に用件を伝えてください。
- ウ. 土曜日は職員が交代勤務で保育を行います。家庭で保育できる日は協力してください。
- エ. 保育中に担任を電話に呼び出す事はご遠慮ください。用件は、電話を受けた者に伝えてください。
- オ. 園児におもちゃ類、菓子類、不要なお金、危険物等は持たせないでください。
- カ. 降園したら、通園カバンの中を必ず確認してください。
- キ. わからないことや困った事があったら、保育園に直接相談してください。
- ク. 保育園日より、給食献立表等を配布します。よく目を通してください。

【別表】 学校保健安全法による感染症の登園停止期間
 (インフルエンザと新型コロナウイルス感染症以外は医師の証明書が必要です。)

病 名	登 園 停 止 期 間	注 意 事 項
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日 (幼児は 3 日) を経過するまで (診断書・治癒証明書不要)	咽喉のウイルスは発病後 3 日～4 日で消失する。発熱が長く続く場合は余病の併発を考える。
新型コロナウイルス感染症	発症から 5 日間 (発症日を 0 日とする) かつ症状軽快後 2 4 時間を経過するまで (診断書・治癒証明書不要)	医師から期間の指示があった場合は、別途対応による
百日ぜき	特有のせきが消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	抗生剤が十分使用されれば、せきが止まらぬうちにも菌は咽頭から消失する。
麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで	余病の併発が心配なので、感染源とはならなくとも解熱、治癒後 3 日～4 日間は休養させたい。
腸管出血性大腸菌感染症 (O157,O26,O111 等)	症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されるまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が始まった後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	発症 3 日前から耳下腫脹後 4 日が発症しやすい期間
風 疹	発疹が消失するまで	発しん出現の前 7 日間くらいが感染しやすい期間
水 痘	全ての発疹が痂皮化するまで	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成までが感染しやすい期間
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで	集団発生することがある。接触感染や飛沫感染する。
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状消退後 2 日経過するまで	発熱、充血等症状が出現した数日間は感染しやすい。

その他の感染症

(証明書は必要ないが医師の判断により登園)

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が始まり、普段の食事がとれていること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれていること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	適切な治療を開始して24時間まで	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位がおおえる程度のものであること

10. 緊急時等における対応方法

(1) 急病になった場合

園児の健康状態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、保護者の指定する緊急連絡先に速やかに連絡を行います。また、必要に応じ、保護者の指定する医療機関又は嘱託医に相談する等の措置を講じます。

【嘱託医一覧】

園名	科目	医療機関名（園医名）	所在地	電話番号
西	内科	大庭内科・消化器科クリニック （大庭堅太郎）	佐野 105-1	995-1123
	眼科	いとう眼科クリニック （伊藤結香）	佐野 932-1	946-6666
	歯科	ホワイト歯科医院（勝又茂）	御宿 36-1	997-4071
東	内科	杉山医院（杉山茂樹）	平松 522	992-0028
	眼科	みつい眼科クリニック （三井正博）	茶畑 1499-1	992-5555
	歯科	カシワ木歯科医院（柏木章寛）	茶畑 256-4	993-6108
深良	内科	高桑医院岩波診療所（高桑博）	岩波 92	997-0486
	眼科	むらまつ眼科医院（村松知幸）	深良 804-1	993-8855
	歯科	梶歯科医院（梶正裕）	石脇 111-9	994-1344
富岡	内科	おぐち医院（小口浩子）	深良 480	992-6611
	眼科	むらまつ眼科医院（村松知幸）	深良 804-1	993-8855
	歯科	スマイル歯科医院（勝又嘉治）	深良 3066-5	997-1610

(2) 非常災害が発生した場合

非常災害が起きたときに園児をどのように安全に保護するか、園の方針をお知らせします。いざという時に、保護者のみなさんも速やかに行動できるようにご協力ください。

7. 地震が発生したら、火災発生などの状況に応じて園内または園外へ避難します。電話線が切れて継送電話が出来ない場合は、テレビ、ラジオなどのニュースで状況を判断して迎えにきてください。
- イ. 非常災害の際にはコドモンで連絡しますので登録をお願いします。
- ウ. その他の非常災害が起きた場合も、同様に避難をいたします。
- エ. 保護者の心構え
- (ア) 非常災害は、季節や時間にかかわらず発生します。園児が園にいる間は、保護者の連絡場所を明確にしておいてください。
- (イ) 非常災害が発生した場合は、速やかにお迎えに来てください。
- (ウ) 在宅中の場合は無理な登園を控え、保育園から連絡があった場合はその指示に従ってください。
- (エ) 迎えにきた場合
- ① 園児の避難先を確認してください。
- ② 翌日からの園の方針は、コドモンでの連絡または市役所の広報で流します。
- ③ 連れて帰るときは、必ず担任または園の職員に組名、園児名を伝えてお帰りください。

オ. 園での避難場所

場所 園名	第1避難所	第2避難所	第3避難所
西保育園	保育園園庭	東側駐車場	広域避難所 (西小学校)
東保育園	保育園園庭	南側駐車場	広域避難所 (東小学校)
深良保育園	保育園園庭	東側芝生	広域避難所 (深良小学校)
富岡保育園	保育園園庭	園舎北側	広域避難所 (富岡第一小学校)

- カ. 園では、非常事態に備えて避難訓練を毎月しています。ご家庭でも以上のことに留意してご対応ください。

11. 保育所安全計画に基づく園児の安全確保の取り組み

園では、保育所安全計画に基づき、施設の定期的な点検や各種訓練（避難・消火・救急・不審者対応等）、職員研修を行っています。

12. 保育の質向上の取り組み

市では、保育の質向上の取組を実施し、市内の幼稚園、保育園、こども園に安心して幼児を預けていただく環境づくりに取り組んでいます。

- (1) 年数回、職員が虐待防止講演会や人権研修会に参加し、資質向上に努めます。
- (2) 登降園管理システムの導入などの ICT 化や行事の見直しで、職員の事務負担の軽減に取り組みます。
- (3) 幼稚園教諭と保育士の人事交流等により保育士の確保に努めます。
- (4) 児童への虐待が疑われる場合には、他の機関と連携し対応します。

13. 保育や子どもについての相談窓口

市公式ウェブサイト



保育や子どもについての相談窓口のご案内です。

子どものことで、心配ごとや悩みごとがあれば相談窓口をご利用ください。

相談窓口	相談内容	連絡先
幼稚園・保育園課	園・施設での保育についての相談	055-995-1822 月～金 8時30分～17時15分 土・日、祝日年末年始を除く
保育所苦情解決 第三者委員会	保育所が提供するサービスの利用者及びその家族からの意見、要望または苦情	各保育所に掲示してあるポスターをご覧ください。
静岡県保育の総合相談窓口「チャイム」	園・施設での保育についての相談 勤め先での保育の環境についての相談 保育に関する制度、相談	070-1008-7805 月～金 9時～17時 土・日、祝日年末年始を除く
家庭児童相談室	子どもの養育や家庭環境、虐待などに関する相談	子ども家庭総合支援拠点(すこっぷ) 福祉保健会館 2階 055-995-1862 月～金 9時～16時 土・日、祝日年末年始を除く
静岡県子ども・家庭 110 番	虐待・いじめ・性被害・貧困・心の悩み・ヤングケアラー・人権侵害・青少年問題・妊娠出産、発達の悩み、その他	055-924-4152 月～金 9時～20時 土・日 9時～17時

14. その他留意事項

入退園・保育料は、公私立園ともに市で決定します。

(担当：幼稚園・保育園課 ☎055-995-1822)